岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案について

事案の概要

- 事案の経緯

昭和62年に中間処理の許可を受けた事業者が平成2年頃から平成16年3月に岐阜県警が強制捜査を行うまでの間、 産業廃棄物処理基準に違反し、許可の範囲外の産業廃棄物 を受け入れ不法に投棄するとともに、覆土による隠蔽など を繰り返し行った。

• 支障等

①混合物主体層での燃焼による崩落や亀裂等によって高 濃度のダイオキシン類を含む燃焼ガスが大気中へ噴出及び 飛散するおそれ ②混合物主体層の燃焼区域への雨水等の 浸透による高濃度のダイオキシン類を含む浸出汚濁水が周 辺環境に流出するおそれ ③法面崩落のおそれ



<現場概要>

投棄量:約75万m³ 埋立面積:約 9万m²

対策工の概要 - 事業主体: 岐阜市

① 消火対策

注水消火と散水消火を組み合わせて行い、温度管理、ガスの発生等の管理を行いながら掘削を実施する。

② 水処理対策

水処理施設を設置し、ダイオキシン類が付着した懸濁物質を除去する。なお、処理後の水は、消火利用水として循環利用する。

③ 廃棄物処理対策

ダイオキシン類の汚染の有無 の調査を行いながら、掘削、選 別、搬出、処分を行う。



注水消火作業状況



浸出汚濁水処理施設



掘削作業状況

行政対応•責任追及

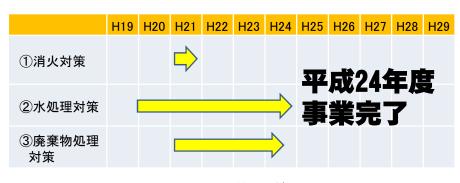
• 行政対応

本事案に係る検証では、①担当部局職員における危機 意識の欠如、知見不足②体制不備③市の組織全体におけ る産業廃棄物行政の軽視等が挙げられる。これに対して、 市として①担当部局職員の危機意識の徹底、知見向上② 担当部局の体制強化③組織全体としての産業廃棄物行政 に対する危機意識の徹底等の対策、再発防止策を行った。

• 責任追及

原因者、一部の排出事業者に対しては措置命令を発出している。また排出事業者への撤去要請も行い成果を上げており、引き続き原因者や排出事業者に対して費用の求償を実施する。

スケジュール・費用



平成20年度~平成24年度 約65億円